



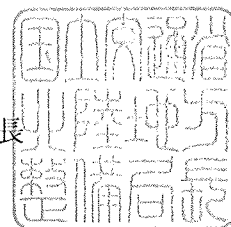
国北整水河第222号
(阿賀野川河川事務所長経由)

新潟東港地域水道用水供給企業団

平成23年1月26日付け新水企第39号で申請のあった阿賀野川水系阿賀野川等における水利使用(更新・変更)に関する河川法第23条及び第24条の許可(新潟東港地域水道用水供給企業団水道)については、別記により、許可する。

平成23年3月22日

北陸地方整備局長



(行政不服審査法第57条による教示)

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第46条による教示)

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。(なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。)ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。)

別 記

水利使用規則（平成3年3月29日付け建設省北地河調発第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1. 044 m³/s」を「0. 981 m³/s」に改める。

第5条第1項中「新潟市島見町」を「新潟市北区島見町」に改め、同条第2項中「7, 400 m³/s」を「7, 000 m³/s」に改める。

第7条の表を次のように改める。

区 分	工作物の位置又は土地の占有の場所		占有面積(m ²)	
河川 区域	頭首工（左岸取水口、管理橋、魚道、護岸及び護床並びに連絡橋及び取付道路を含む。）	阿賀野川左岸 右岸	新潟県阿賀野市小松字向島5051番地及びその地先 同市小松字上川原5043番、同番の子、29番の3、33番の3及び42番地先	48,936
	導水路	阿賀野川左岸	同市小松字向島5051番地先	196
	右岸取水口施設	阿賀野川右岸	取水口の位置の表示に同じ。	612
	暗渠	藤戸川左岸 右岸	同市草水字石の脇264番地先 同番地先	27
	サイフォン	都辺田川左岸 右岸	同市福永字滝下1991番の3地先 同市沢田字柴橋375番の2地先	76
	サイフォン	大日川左岸 右岸	同市大室字杉本321番の2地先 同字1827番の3地先	12
	サイフォン	安野川左岸 右岸	同市七浦字川端608番地先 同市七浦字法花堂山377番地先	44
	サイフォン	七浦川左岸 右岸	同市大室字山道1526番の2地先 同番地先	151
	サイフォン（管理橋を含む。）	大荒川左岸 右岸	同市金屋字川端366番の1及び同番の2地先 同字329番の6及び330番の19の各地先	119
	サイフォン（管理橋を含む。）	塚田川左岸 右岸	同市山崎字堅田222番の4地先 同市山崎字道添219番の4地先	17
	サイフォン	折居川左岸 右岸	同市上一分字家の前367番地先 同字389番の1地先	122
	余水吐	折居川左岸	同字383番の子地先	10
サイフォン	折居川左岸 右岸	同市山倉字鮫面219番の4 同市山倉新田54番の2地先	156	

	サイフォン	大通川左岸 右岸	同市榎字大通川向182番の3地先 新潟市北区内沼字梅雨湖丁1044番地先	57.52
	サイフォン	新井郷川左岸 右岸	同区新鼻字新囲内甲859番地先 同区前新田乙163番の1地先	108.22
	水管橋	新発田川左岸 右岸	同区内島見字谷内割2878番地先 同区浦ノ入字浦沢398番地先	275.15
	計			50,918
河川 保全 区域	操作室、導水路 及び護岸	阿賀野川左岸	新潟県阿賀野市小松字向島5051番の15	
	頭首工連絡橋	阿賀野川右岸	同市小松字上川原32番の4、33番の1、34番の1及び35番の2	
	サイフォン	新井郷川左岸 右岸	新潟市北区新鼻字新囲内甲859番 同区前新田乙163番の1	
	水管橋及び橋台	新発田川左岸 右岸	同区内島見字谷内割2878番 同区浦ノ入字浦沢398番	

第8条中「平成23年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第11条中「北陸地方建設局長」を「北陸地方整備局長」に改める。

第12条中「阿賀野川工事事務所長」を「阿賀野川河川事務所長」に改める。